

滋賀県情報発信拠点「ここ滋賀」運営委託業務 契約書（案）

滋賀県知事 三日月 大造（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、滋賀県情報発信拠点「ここ滋賀」（以下「拠点」という。）の運営にあたり、次のとおり滋賀県情報発信拠点「ここ滋賀」運営委託業務（以下「委託業務」という。）にかかる委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

- 第1条 甲および乙は、本契約書および別添の滋賀県情報発信拠点「ここ滋賀」運営委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は本契約の目的である委託業務を、履行期間において履行しなければならない。
 - 3 本契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 4 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 5 本契約および仕様書等における期間の定めについては、本契約書または仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）の定めるところによるものとする。

（基本方針）

- 第2条 甲および乙は、本契約が、甲が「東京日本橋タワー（二期工事部分）」を所有する赤木屋ホールディングス株式会社（以下「所有者」という。）から拠点利用を目的にこれを賃借し、第3条に定める拠点の運営業務（以下「運営業務」という。）を乙に委託し、これを運営するものであることを確認する。
- 2 乙は、本契約の目的である拠点の運営を行い、それに伴う売上げは乙に帰属するものとする。また甲は乙に対し、委託業務にかかる代金は支払わないものとする。
 - 3 乙は、仕様書に定める拠点の運営目的を十分に理解したうえで甲に協力し、甲の意見等を反映しながら、運営業務を行うものとする。この場合において、運営業務の内容に変更または追加が必要となるときは、その都度、甲乙協議の上、運営業務の変更内容を決するものとする。
 - 4 甲および乙は、本契約に基づき、契約期間中において毎年度、契約（以下「年度契約」という。）を締結することとし、甲および乙は、本契約および年度契約を遵守しなければならない。
 - 5 年度契約は、毎年度の運営業務の内容およびその他必要な事項について定めるものとする。
 - 6 本契約、年度契約および当該年度の業務計画書の間には矛盾または齟齬が生じた場合には、本契約、年度契約および当該年度の業務計画書の順にその解釈が優先されるものとする。

(運營業務の内容)

第3条 運營業務の内容は、次のとおりとし、詳細は仕様書に定めるところによる。

- (1) 運営計画案の作成に関する業務
- (2) 拠点の基本的機能の運営に関する業務
 - ア 魅力体感に関する業務
 - イ マーケットに関する業務
 - ウ 総合案内に関する業務
- (3) 進行管理に関する業務
- (4) 拠点の維持・管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げる業務のほか、甲が拠点の運営上必要と認める業務

(契約期間)

第4条 本契約の期間は、契約締結の日から令和14年3月31日までとする。以降の契約更新については、甲乙の協議によるものとする。なお、拠点の運営については、現在の運営事業者から運営を引き継ぎ、令和9年4月以降に開始するものとする。

(契約履行の場所)

第5条 乙は、下記物件（以下「本物件」という。）を活用して、運營業務を実施するものとする。

- (1) 所在 東京都中央区日本橋二丁目7-1
 - (2) 建物 東京日本橋タワー（二期工事部分）

1階	約44坪（約145㎡）
2階	約42坪（約139㎡）
合計	約86坪（約284㎡）
附属部分	屋上テラス 約21坪（約68㎡）
- 2 甲は、運營業務の円滑な遂行のため、乙に甲および所有者が本物件に設置している設備および甲の備品等（以下「設備備品等」という。）を使用させるものとする。
- 3 乙は、本物件および設備備品等について、所有者が定める管理規則を遵守するほか、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、常に良好な状態に保つものとする。
- 4 乙は、本物件を当該委託業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りではない。

(経費の負担および納付金)

第6条 甲および乙は、仕様書の定めるところにより、拠点の運営に必要な経費を負担する。
なお甲の負担については、滋賀県議会の議決を経た予算の範囲内で負担するものとする。

- 2 乙は、運營業務にかかる店舗売上げのうち●%の額を、毎年度の納付金として、甲に支払うものとする。なお、社会情勢や運営状況等に鑑み、甲乙協議の上、必要に応じて納付金額の率は見直すことができるものとする。

3 前項の納付金の支払方法は、次のとおりとする。

(1) 納付金は、年度単位で支払うものとする。

(2) 甲と乙は、当該年度の終了後速やかに納付金の額の確定について協議を行い、乙に対して納入通知書を発行する。

(3) 乙は、納入通知書で指定された納付期限内に支払いを行う。

(契約保証金)

第7条 契約保証金は、免除する。

(法令等の遵守)

第8条 甲および乙は、拠点の円滑な発展と全体の秩序を尊重・協調する姿勢を保つものとし、維持管理、安全管理、衛生管理、労務管理、個人情報管理や危機管理等に関する関係法令を遵守しなければならない。

2 乙は、前項の義務の履行に関し、善良なる管理者の注意をもって、これを実施することとし、その従業員に対して必要な教育、指示その他必要な措置を講じなければならない。

(善管注意義務)

第9条 乙は、委託業務の遂行に当たり、甲の指示および本契約の定めるところにより、善良なる管理者の注意をもってしなければならない。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、運營業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、乙は、あらかじめ甲に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、運營業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。

2 甲は乙に対して、再委託を承認した場合は、履行状況の把握ならびに監督および検査に必要な事項の報告書の提出を請求することができる。

3 再委託を行う場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任は乙が負うものとする。

4 再委託を行う場合において、第18条および第19条および第41条の規定は、再委託先（再委託を行う第三者をいう。以下同じ。）において準用する。

(業務実施体制等)

第11条 甲および乙は、委託業務の実施に係る責任者および従事者を定め実施体制を確立するものとし、責任者および従事者の所属、氏名および連絡先を明記した実施体制表を相互に通知するものとする。また、実施体制に変更があった場合は速やかに報告するものとする。

2 乙は、再委託に係る甲の承認を得た場合は、前条の規定による再委託を行う第三者（以下「再委託先」という。）についても実施体制表に含めるものとする。

(業務従事者の労務管理)

第 12 条 委託業務の遂行に係る乙の従事者に対する指示、労務管理および安全衛生等に関する一切の指揮命令は、乙が行うものとする。

(検査、監督)

第 13 条 甲は、必要があると認める場合には、乙の委託業務に対する検査、監督または委託業務の実施に係る指示を行うことができる。

2 乙は、前項の検査、監督または委託業務の実施に係る指示があった場合は、これに従わなければならない。

(営業日および営業時間)

第 14 条 拠点の営業日および営業時間については、仕様書に定めるとおりとし、これを遵守する。

2 営業日および営業時間については、甲、乙および所有者の協議により変更することができるものとする。

(利用者の意見等の反映)

第 15 条 乙は、拠点で提供するサービスの向上等の観点から、アンケート等により、拠点利用者の意見等を把握し、その後の運營業務への反映に努めるものとする。

(文書等の保管および保存)

第 16 条 乙は、乙の従業員が運營業務の実施に伴い作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルムおよび電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、乙の従業員が組織的に用いるものとして乙が保有しているもの（官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。以下「管理文書」という。）について、文書の管理に関する規程を定め、これにより適正に管理することとし、契約期間が満了し、または本契約が解除等により終了したときは、管理文書の管理について甲の指示に従うものとする。

(経理の区分)

第 17 条 乙は、運營業務に関しては、専用の口座を開設するとともに他の事業から区分して会計を設け、経理を明確にしなければならない。

2 乙は、事業年度毎に収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにするとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

3 乙は、運營業務の実施において作成した一切の書類を、契約期間終了後 5 年間保存しなければならない。

(個人情報保護)

第 18 条 乙は、本契約による委託業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報取扱特記事項（別添）を守らなければならない。

(秘密保持義務)

第 19 条 甲および乙は、相手方から秘密と指定された事項および業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を相手方の事前の承諾なくして、第三者に開示し、漏えいし、または本契約以外の目的で利用してはならない。なお、業務終了後も同様とするが、次に掲げる情報は、秘密情報として扱わないものとする。

- (1) 開示時点で既に公知であった情報または既に保有していた情報
- (2) 開示後、甲および乙の責めに帰することができない事由により公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (5) 秘密保持義務を課すことなく第三者に開示した情報

2 乙は、前項の規定を遵守させるため、委託業務に係る甲の情報資産のセキュリティを保持する責任を有することを、秘密情報を取り扱う責任者および従事者に認識させるものとする。

3 乙は、秘密情報の漏洩またはそのおそれが生じたときは、直ちに甲に届け出て甲が指示する措置を講じなければならない。

(従業員教育)

第 20 条 乙は、乙の従事者に対して本契約の履行に必要な教育、啓発を行わなければならない。

2 乙は、乙の従事者に対して本契約書に定める事項を十分に説明し、秘密情報保持についての教育を徹底しなければならない。

(著作権、特許権等の取扱い)

第 21 条 乙は、委託業務の履行または成果物において、第三者の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）、特許権およびその他の権利を侵害しないよう合理的な措置を講じなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により権利侵害となる場合は、この限りでない。

2 本契約により作成される成果物の著作権の取扱いについては、著作権法に定めるほか、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 成果物に第三者が権利を有する著作物（著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物をいう。以下同じ。）が含まれている場合には、甲が特に当該著作物の使用を指示したときを除き、乙は、当該著作権の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うこと。なお、この場合は、事前に甲の承認を得ること。

(2) 乙は、委託業務の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、自らの負担と責任において

一切を処理すること。なお、甲は、紛争等の事実を知ったときは、速やかに乙に通知すること。

(著作権の譲渡等)

第 22 条 本契約における成果物の著作権は、本契約に係る委託料の支払が完了したときに乙から甲に譲渡されるものとする。

- 2 乙は、甲および甲が指定する第三者に対して、著作権人格権(著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項および第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。)を行使しないものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第 23 条 乙は、本契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、承継し、または担保に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(設備備品等の取扱)

第 24 条 乙は、運営業務を行うに当たっては、甲が設置する設備備品等を使用することとし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、常に良好な状態に保つものとする。

- 2 乙は、設備備品等を第 3 条各号に定める業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときは、この限りではない。
- 3 乙は、故意または過失により、甲が所有する設備備品等を毀損し、または滅失したときは、甲に報告した上で甲の指示に従い、これを弁償し、または自己の費用で当該設備備品等と同等の機能および価値を有するものを購入し、もしくは調達しなければならない。この場合において、購入し、または調達した設備備品等の所有権は、甲に帰属するものとする。
- 4 乙は、前項の規定により設備備品等を購入し、または調達したときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 5 運営業務の実施のために必要な設備備品等が新たに生じた場合には、甲は、乙との協議により、必要に応じて、当該設備備品等を予算の範囲内で購入または調達する。この場合において、その所有権は甲に帰属するものとする。
- 6 乙は、設備備品等について、定期的に現物の実査を実施して、その結果を書面に残さなければならない。

(本物件の形質変更等)

第 25 条 乙は、本物件の形状または形質を変更してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 乙は、天災地変その他の事故により本物件を損壊し、または滅失したときは、遅滞なくその状況を甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(事故等の報告)

第 26 条 乙は、委託業務における事故の発生またはそのおそれがあること(以下「事故等」

という。)を知ったときは、その事故発生の帰責の如何を問わず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告および今後の対処方針を書面にて提出しなければならない。

- 2 乙は、前項の事故等が個人情報および秘密情報の漏洩、滅失またはき損に係るものである場合には、当該個人情報および秘密情報の項目、内容、数量、事故等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面を速やかに甲に提出し、甲の指示に従わなければならない。

(相手方への損害賠償)

第 27 条 甲および乙は、本契約に違反し、相手方に損害を生じさせた場合、相手方に対しその直接被った通常かつ現実の損害についてのみ賠償するものとする。ただし、相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責めに帰すべき事由により生じた損害および逸失利益は含まれないものとする。

(第三者への損害賠償)

第 28 条 乙は、運営業務を実施するにあたり、乙の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。
- 3 乙は、運営業務を実施するにあたり、乙の責めに帰すべき事由によるか否かが不明の場合でも、第三者に損害を与えたときは、速やかに乙の責任と費用において誠実に第三者に対応するものとする。

(不当介入があった場合の通報・報告義務)

第 29 条 乙は、本契約の履行に当たり第 45 条第 1 項第 4 号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

(誓約)

第 30 条 乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成 23 年滋賀県条例第 13 号）の趣旨に則り、第 45 条第 1 項第 4 号の規定に該当しないことの表明および確約のため、別紙誓約書のとおり誓約するものとする。

(点検)

第 31 条 甲は、建物保全、衛生、防犯、防火、救護その他建物管理上必要があるときは、乙に連絡し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(保険)

第 32 条 乙は、契約期間中の不測の災害または事故等に備え、必要な火災保険契約および

各種損害保険契約を締結し、契約期間中これを継続しなければならない。

(知的財産権の帰属)

第 33 条 運營業務において発生した知的財産権は、甲に帰属する。

(名称の利用)

第 34 条 乙は、運營業務を実施するにあたり、拠点の名称を利用することができる。

(業務計画書の提出等)

第 35 条 乙は運營業務について、仕様書をもとに、毎事業年度、事業概要および実施時期を記載した事業計画、組織体制および人員配置計画を記載した管理運営体制、収支計画、その他甲の指定する内容を記載した業務計画書を作成の上、当該事業年度開始日の 1 カ月前までに甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 甲は、前項の規定により提出された業務計画書について、必要があると認めるときは、乙に対してその変更を指示することができるものとし、乙は合理的な理由がある場合を除き、それを拒むことはできない。

3 乙は、第 1 項の規定により提出した業務計画書を変更しようとするときは、あらかじめ書面により、甲の承認を得なければならない。

(事業実施計画書および月次業務報告書の提出等)

第 36 条 乙は、業務計画書に基づき、四半期ごとの実施事業および甲が指定する項目について、事業実施計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、乙は、利用者数、収支状況、実施事業、アンケートによる利用者満足度、利用者からの意見および苦情ならびにその対応、その他甲が指定する項目について、毎月、業務報告書を作成して、翌月 15 日までに甲に提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、業務報告書の内容またはそれに関連する事項について、乙に対して報告または説明を求めることができる。

4 前 3 項に定めるもののほか、甲は、運營業務の適正を期するため、乙に対し、運營業務の実施状況および乙の経理の状態に関し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、または必要な指示をすることができる。

(年間業務報告書の提出等)

第 37 条 乙は、運營業務について、毎事業年度終了後、4 月末までに次に掲げる事項を記載した業務報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

(1) 運營業務の実施状況および利用状況

(2) 運營業務に関する収支状況

(3) 成果目標およびその実績

(4) 運營業務に関する自己評価

(5) その他甲が必要と認める事項

- 2 乙は、年度の途中において本契約が終了したときは、その契約終了日から起算して1月以内に、当該年度の当該日までの間の業務報告書を甲に提出しなければならない。

(決算書類の提出)

第38条 乙は、毎事業年度の決算確定後1月以内に、当該年度の収支決算書もしくは損益計算書、貸借対照表および財産目録またはこれらに準ずる書類を甲に提出しなければならない。

(実施状況の評価、調査、指示等)

第39条 甲は、乙が前3条の規定により提出した業務報告書等により、乙が行う運営業務の実施状況について、事業評価を行う。

- 2 甲は、前項による事業評価等を実施するにあたり、有識者等に意見を求めることができる。
- 3 甲は、第1項による事業評価等を実施するにあたり、乙の運営業務の実施状況、収支の状況等について乙に説明を求めることができる。
- 4 乙は、前項の規定による甲の求めがあったときは、合理的な理由がある場合を除き、それを拒むことはできない。この場合において、乙は、必要とされる関係書類を速やかに提示する等甲が実施する調査に対して誠実に対応しなければならない。
- 5 第1項の規定による評価の結果を踏まえ、甲は、乙に対して運営業務について必要な指示等を行うことができる。
- 6 乙は、前項に定める指示等を受けた場合、速やかにそれに応じなければならない。

(資料の提供)

第40条 乙は、甲に対し、委託業務に必要な資料の提供を要請することができる。

- 2 甲は、前項の要請があった場合には、資料の提供の可否について速やかに検討し、その結果を乙に通知する。
- 3 提供方法は、甲と乙が協議し決定する。

(資料の管理)

第41条 乙は、甲から提供された委託業務に係る資料（入出力帳票、ドキュメントおよび記憶媒体を含む。以下「提供資料」という。）について、次に掲げるとおり、適切に管理しなければならない。

- (1) 施錠できる保管庫または施錠もしくは入退室管理の可能な保管室に保管する。
- (2) 甲の事前の承認なく、複製し、複写し、または第三者に提供してはならない。
- (3) 甲の事前の承認を得た場所以外の場所に持ち出してはならない。
- (4) 委託業務遂行上不要となった場合、遅滞なく甲に返還し、または事前に甲の承認を得て廃棄する。廃棄を行う場合は、提供資料に記録されている情報が判読できないように、必要な措置を講ずる。

(5) 個人情報が含まれている場合、管理責任者を定めるとともに、台帳を設け個人情報の管理状況を記録する。また、甲から要求があった場合には、この台帳を甲に提出する。

2 乙は、甲の承認を得て提供資料の複製または複写を行った場合においては、当該複製物または複写物についても、提供資料と同様に適切に管理しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第 42 条 乙は、提供資料を、甲の承認があった場合を除くほか、委託業務以外の目的に使用してはならない。

(甲と所有者との賃貸借契約の終了による終了)

第 43 条 本物件に関する甲と所有者との賃貸借契約が契約期間内に解約、解除その他の事由により終了したときは、本契約も終了する。

(建物の滅失による終了)

第 44 条 災害その他甲および乙の責に帰すことのできない事由により、本物件の一部または全部が滅失しまたは使用が不可能となり、本契約の目的が達することが不可能となったときは、本契約は終了する。

(契約の解除)

第 45 条 甲は、次の各号のいずれかに該当した場合においては、本契約を解除することができる。

(1) 乙が本契約の条項に反したとき。

(2) 乙がこの事業を遂行することが困難であると甲が合理的に認めたとき。

(3) 乙が自ら本契約書の規定の履行ができないと申し出たとき。

(4) 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用
するなどしていると認められるとき。

(5) 乙について、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て
がなされたとき。

(6) 乙について、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て
がなされたとき。

(7) 乙について、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがな
されたとき。

(8) 乙について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがな
されたとき。

(9) 乙に対し銀行取引停止処分がなされた場合。

(10) 甲または乙に前各号に掲げる場合に類する信義則に反するような行為があったと
き。

2 前項第 3 号の規定による乙からの申出は、契約解除日の 6 月前までに行われなければ
ならない。

3 第 1 項の規定により本契約が解除された場合は、乙は違約金として、甲が所有者に対し
て支払っている賃料相当額 6 カ月分（消費税および地方消費税の額を含む）を甲に支払
わなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合を
除く。なお、この違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 第 1 項第 3 号を除く各号の規定による甲からの申出は、契約解除日の 6 月前までに行
われなければならない。

（原状回復義務）

第 46 条 乙は、契約期間が満了し契約更新がない場合、第 44 条もしくは第 45 条により
契約期間が終了したとき、または前条の規定により契約が解除されたときは、本物件を
原状に回復し、速やかに甲に明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙の申出を甲が認めた場合には、乙は設備備品等を除き、本
物件を原状に回復することなく、甲が指示した状態で甲に明け渡すことができるものと
する。

3 第 1 項の場合において、乙が正当な理由なく相当な期間の経過後も本物件を原状に回
復しないときは、甲は、乙に代わって本物件を原状に回復するために必要な措置を講ず
ることができるものとする。この場合において、乙は、甲の当該措置について異議を申
し出ることとはできず、かつ、当該措置に要した費用を負担しなければならない。

（引継ぎ）

第 47 条 契約期間の満了または契約の解除等の理由により乙の運営業務が終了する場合に
おける、運営業務の引継ぎについては、乙は、甲または甲が指定する者に誠意をもって
協力するものとする。

(管轄裁判所)

第 48 条 本契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約費用)

第 49 条 本契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(免責)

第 50 条 地震、風水害、火災、暴動、盗難その他甲の責に帰すことのできない事由により乙に本物件の一部または全部の使用不能その他の損害が生じた場合であっても、甲はその責を負わない。

(人権の尊重)

第 51 条 乙は、滋賀県人権尊重の社会づくり条例（平成 13 年滋賀県条例第 27 号）第 3 条に基づき、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、人権が尊重される社会づくりに寄与するように努めるものとする。

(作業時等の自動車の使用)

第 52 条 乙は、甲の指定する作業場所での作業時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに、経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めるものとする。

(その他)

第 53 条 本契約に定めるもののほか必要な事項については、滋賀県財務規則に定めるところによるものとする。

2 本契約に定めのない事項および本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、甲と乙が誠実に協議の上、これを解決するものとする。

本契約の証として本契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲

滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県知事 三日月 大造 印

乙

住所

事業者名

代表社名

印

別添

個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この委託業務の処理により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

(安全確保の措置)

第3 乙は、この委託業務の処理を行うために甲から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。乙自らが当該業務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。

(取得の制限)

第4 乙は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取得するときは、受託業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用および提供の禁止)

第5 乙は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報を他の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この委託業務の処理を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7 乙は、この委託業務の処理を行うために甲から引き渡され、または乙自らが取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、甲の指示に従い、委託業務完了後、速やかに返還または廃棄しなければならない。

(委託業務に従事する者への周知および監督)

第8 乙は、この委託業務に従事している者に対し、この委託業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

2 乙は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(調査および報告)

第9 甲は、乙がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いの状況について、定期におよび必要に応じて随時に調査をすることができる。

2 乙は、甲の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(指示)

第10 甲は、乙がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いについて、不適正と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事故発生 の 報告)

第 11 乙は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等があった場合には、遅滞なくその状況を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(再委託の禁止)

第12 乙は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者（第三者である再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、甲の書面により事前に承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、または請け負わせる場合は、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を第三者に求めなければならない。

別紙

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の（2）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。